

奈良市公報				令和7年7月16日発行 発行所 奈良市役所 発行人 奈良市長 編集人 法務ガバナンス課長
第148号				
目次				
条 例				
月	日	番号	件名	主管
6	24	24	奈良市公報号外第22号に掲載	議会事務局議事調査課
6	24	25	奈良市公報号外第22号に掲載	選挙管理委員会事務局
6	24	26	奈良市公報号外第22号に掲載	人事課
6	24	27	奈良市公報号外第22号に掲載	選挙管理委員会事務局
6	24	28	奈良市公報号外第22号に掲載	市民税課、資産税課、納税課、滞納整理課
6	24	29	奈良市公報号外第22号に掲載	産業政策課
6	24	30	奈良市公報号外第22号に掲載	産業政策課
6	24	31	奈良市公報号外第22号に掲載	消防局総務課
6	24	32	奈良市公報号外第22号に掲載	消防局総務課
6	24	33	奈良市公報号外第22号に掲載	企業局下水道事業課
6	24	34	奈良市公報号外第22号に掲載	企業局水道計画課
6	24	35	奈良市公報号外第22号に掲載	企業局給排水課
規 則				
月	日	番号	件名	主管
6	18	52	奈良市公報号外第22号に掲載	秘書広報課
6	30	53	奈良市公報号外第22号に掲載	人事課
6	30	54	奈良市公報号外第22号に掲載	建築指導課
告 示				
月	日	番号	件名	主管
6	16	307	道路の位置指定	建築指導課
6	18	308	令和7年度奈良市一般会計補正予算の要領	財政課
6	18	309	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
6	19	310	差押調書の公示送達	滞納整理課
6	23	311	奈良市公報号外第22号に掲載	契約課

6	24	312	奈良市公報号外第22号に掲載	子ども育成課
6	24	313	道路の位置指定	建築指導課
6	25	314	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
6	25	315	奈良市国民健康保険料の差押調書等の公示送達	国保年金課
6	25	316	奈良市国民健康保険料の差押調書等の公示送達	国保年金課
6	25	317	奈良市国民健康保険料の差押調書等の公示送達	国保年金課
6	25	318	奈良市国民健康保険料の差押調書等の公示送達	国保年金課
6	26	319	指定公金事務取扱者の指定	住宅課
6	26	320	行旅死亡人の取扱い	保護課
6	27	321	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
6	27	322	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
6	30	323	放置自転車等の保管	環境政策課
6	30	324	放置自転車等の保管	環境政策課
公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主 管
6	18	35	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	給排水課
6	18	36	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の廃止	共同事務推進課
6	18	37	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	給排水課
6	19	14	奈良市公報号外第22号に掲載	水道計画課
6	23	38	奈良市排水設備指定工事店の指定	給排水課
6	26	15	奈良市公報号外第22号に掲載	企業総務課
6	26	16	奈良市公報号外第22号に掲載	給排水課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件 名	主 管
6	20	10	定例教育委員会の開催	教育政策課
選 挙 管 理 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
6	24	7	奈良市公報号外第22号に掲載	
6	27	8	奈良市公報号外第22号に掲載	
議 会				
月	日	番号	件 名	主 管
6	18	2	奈良市公報号外第22号に掲載	議会総務課

告

示

奈良市告示第307号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

令和7年6月16日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市大宮町一丁目6番21
申請者氏名	株式会社やまと不動産 代表取締役 古谷 泰彦
道路の位置	奈良市西大寺野神町一丁目625番2及び626番2の各一部
道路の幅員	最大10.04m 最小4.50m
道路の延長	37.68m
指定年月日	令和7年6月16日
指定番号	第R0521号

(令和7年6月16日揭示済)

奈良市告示第308号

令和7年奈良市議会6月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和7年6月18日

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和7年度奈良市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度奈良市一般会計 補正予算（第1号）

令和7年度奈良市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ146,931千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167,435,079千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16. 国庫支出金		千円 36,268,721	千円 13,865	千円 36,282,586
	2. 国庫補助金	3,730,658	9,078	3,739,736
	3. 国庫委託金	141,452	4,787	146,239
17. 県支出金		12,351,054	91,000	12,442,054
	2. 県補助金	2,467,982	91,000	2,558,982
21. 繰越金		-	30,066	30,066
	1. 繰越金	-	30,066	30,066
23. 市 債		14,325,600	12,000	14,337,600
	1. 市 債	14,325,600	12,000	14,337,600
歳 入 合 計		167,288,148	146,931	167,435,079

(注) 「第21款 諸収入」、「第22款 市債」を「第22款 諸収入」、「第23款 市債」に改める。

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		78,022,343 ^{千円}	13,144 ^{千円}	78,035,487 ^{千円}
	1. 社会福祉費	36,540,759	13,144	36,553,903
6. 農林水産業費		771,322	91,000	862,322
	1. 農林費	771,322	91,000	862,322
9. 土木費		15,526,337	38,000	15,564,337
	2. 道路橋梁費	7,516,957	26,000	7,542,957
	4. 都市計画費	5,852,336	12,000	5,864,336
10. 消防費		5,201,804	4,787	5,206,591
	1. 消防費	5,201,804	4,787	5,206,591
歳出合計		167,288,148	146,931	167,435,079

第2表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
都市計画事業	2,232,700 ^{千円}	2,244,700 ^{千円}
計	14,325,600	14,337,600

(令和 7 年 6 月 18 日揭示済)

奈良市告示第 309 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により富雄下川自治協議会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示します。

令和 7 年 6 月 18 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	弘瀬 嘉夫 奈良市富雄北一丁目5番19号	山本 純也 奈良市富雄北一丁目8番12号

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 25 日

(令和 7 年 6 月 18 日揭示済)

奈良市告示第 310 号

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 7 年 6 月 19 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達をすべき文書

差押調書（謄本）

2 送達を受けるべき者

省略

(令和 7 年 6 月 19 日揭示済)

奈良市告示第 313 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

申請者住所	奈良市大宮町一丁目 6 番 21
申請者氏名	株式会社やまと不動産 代表取締役 古谷泰彦
道路の位置	奈良市法華寺町 324 番 1 及び 329 番 7 の各一部
道路の幅員	最大 4.85m 最小 4.85m
道路の延長	29.03m
指定年月日	令和 7 年 6 月 24 日
指 定 番 号	第 R0522 号

(令和 7 年 6 月 24 日揭示済)

奈良市告示第 314 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により須川町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和7年6月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
主たる事務所の所在地	奈良市須川町 1705 番地	奈良市須川町 1694 番地
代表者の氏名及び住所	荻田 晴彦 奈良市須川町 1705 番地	大久保 正治 奈良市須川町 1694 番地

2 変更の年月日

令和7年4月1日

(令和7年6月25日揭示済)

奈良市告示第315号

奈良市国民健康保険料の滞納処分に関して、1 記載の者に対し、2 記載の文書を送達すべきところ、送達を受けるべき者の住所等が明らかでなく送達することができないため、奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和7年6月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達を受けるべき者の氏名及び住所

省略

2 送達すべき文書及び部数

- (1) 令和6年9月25日付 差押調書（謄本） 1部
- (2) 令和7年1月23日付 差押調書（謄本） 1部
- (3) 令和7年2月14日付 配当計算書（謄本） 1部
- (4) 令和7年2月21日付 充当通知書 1部

(令和7年6月25日揭示済)

奈良市告示第316号

奈良市国民健康保険料の滞納処分に関して、1 記載の者に対し、2 記載の文書を送達すべきところ、送達を受けるべき者の住所等が明らかでなく送達することができないため、奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和7年6月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達を受けるべき者の氏名及び住所

省略

2 送達すべき文書及び部数

- (1) 令和7年5月12日付 差押調書（謄本） 1部
- (2) 令和7年5月22日付 配当計算書（謄本） 1部
- (3) 令和7年5月29日付 充当通知書 1部

(令和7年6月25日揭示済)

奈良市告示第317号

奈良市国民健康保険料の滞納処分に関して、1 記載の者に対し、2 記載の文書を送達すべきところ、送達を受けるべき者の住所等が明らかでなく送達することができないため、奈良市国民健康保険条例（昭和 34 年奈良市条例第 13 号）第 22 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 7 年 6 月 25 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達を受けるべき者の氏名及び住所

省略

2 送達すべき文書及び部数

- (1) 令和 7 年 5 月 27 日付 差押調書（謄本） 1 部
- (2) 令和 7 年 6 月 5 日付 配当計算書（謄本） 1 部
- (3) 令和 7 年 6 月 12 日付 充当通知書 1 部

（令和 7 年 6 月 25 日揭示済）

奈良市告示第 318 号

奈良市国民健康保険料の滞納処分に関して、1 記載の者に対し、2 記載の文書を送達すべきところ、送達を受けるべき者の住所等が明らかでなく送達することができないため、奈良市国民健康保険条例（昭和 34 年奈良市条例第 13 号）第 22 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 7 年 6 月 25 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達を受けるべき者の氏名及び住所

省略

2 送達すべき文書及び部数

- (1) 令和 7 年 5 月 27 日付 差押調書（謄本） 1 部
- (2) 令和 7 年 6 月 6 日付 配当計算書（謄本） 1 部
- (3) 令和 7 年 6 月 13 日付 充当通知書 1 部

（令和 7 年 6 月 25 日揭示済）

奈良市告示第 319 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和 40 年奈良市規則第 1 号）第 22 条の 3 第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 26 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定公金事務取扱者・指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類

指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託する 公金事務にかかる歳入等の種類
香川県高松市紺屋町 3 番地 6 株式会社穴吹ハウジングサービス 代表取締役社長 新宮 章弘	奈良市営住宅条例（昭和 61 年奈良市条例第 14 号）に規定する家賃、共益費、駐車場使用料、水道料金、敷金、駐車場敷金、修繕費用、明渡し請求に係る金銭、使用料、奈良市手数料条例（平成 12 年奈良市条例第 4 号）に規定する手数料、奈良市行政財産使用条例（昭和 49 年奈良市条例第 19 号）に規定する使用料

- 2 指定をした日及び委託をした日
指定をした日：令和7年4月1日
委託をした日：令和7年4月1日
- 3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(令和7年6月26日揭示済)

奈良市告示第320号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第7条の規定に基づき、次の行旅死亡人を取り扱いましたので、同法第9条の規定に基づき告示します。

令和7年6月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 本籍、住所及び氏名
不詳
- 2 年齢及び性別
60歳以上の女性（推定）
- 3 人相及び特徴
身長152センチメートル以上（推定）
- 4 着衣及び所持品
なし
- 5 死亡の原因等
死亡の原因 不詳
死亡の日時 令和元年から令和5年頃（推定）
- 6 発見の日時及び場所
令和7年3月31日午前11時20分頃、奈良市二名町1925番地20登美ヶ丘第二配水池北方の竹藪内で白骨化した状態で発見された。
- 7 死体の処置
令和7年6月18日、火葬に付し、遺骨は保管しています。

(令和7年6月26日揭示済)

奈良市告示第321号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和7年6月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
令和7年6月5日 奈良市指令整開 第25A-6号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 令和7年6月27日 第1944号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市古市町1341番1及び1341番6
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都中央区日本橋箱崎町36番2号
株式会社吉野家ホールディングス 代表取締役 河村 泰貴

(令和7年6月27日揭示済)

奈良市告示第322号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 7 年 6 月 27 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和 7 年 3 月 6 日 奈良市指令整開 第 24A-44 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和 7 年 6 月 27 日 第 1945 号

公共施設 令和 7 年 6 月 27 日 第 985 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市南京終町七丁目 526 番 1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都府相楽郡精華町大字植田小字上山 17 番地

山口 せつ子

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市南京終町七丁目 526 番 1 の一部

(令和 7 年 6 月 27 日揭示済)

奈良市告示第 323 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 30 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 7 年 6 月 2 日

3 移動対象区域

JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和 7 年 6 月 30 日揭示済)

奈良市告示第 324 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 30 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 7 年 6 月 4 日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及び JR 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和 7 年 6 月 30 日揭示済）

公 営 企 業**奈良市企業局告示第 35 号**

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示する。

令和 7 年 6 月 18 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
ワイテック株式会社	代表取締役 吉田 知倫	大阪府大阪市平野区加美北五丁目 12 番 23 号コムプラザ加美 H 号室	令和 7 年 5 月 30 日

（令和 7 年 6 月 18 日揭示済）

奈良市企業局告示第 36 号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 7 条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示する。

令和 7 年 6 月 18 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
-----	-------	-------	-------

稲富設備	代表 稲富 将人	奈良市朱雀五丁目 1 番地の 1 平城朱雀第 2 住宅 56-104	令和 7 年 6 月 12 日
------	----------	------------------------------------	-----------------

(令和 7 年 6 月 18 日揭示済)

奈良市企業局告示第 37 号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示する。

令和 7 年 6 月 18 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社稲富設備	代表取締役 稲富 将人	奈良県生駒市小倉寺町 578 番地 1	令和 7 年 6 月 12 日

(令和 7 年 6 月 18 日揭示済)

奈良市企業局告示第 38 号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規程（平成 26 年奈良市企業局管理規程第 4 号）第 10 条の規定により、次のとおり公示する。

令和 7 年 6 月 23 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社稲富設備	代表取締役 稲富 将人	奈良県生駒市小倉寺町 578 番地 1	令和 7 年 6 月 12 日

(令和 7 年 6 月 23 日揭示済)

教 育 委 員 会**奈良市教育委員会告示第 10 号**

令和 7 年 6 月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和 57 年奈良市教育委員会規則第 12 号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 6 月 20 日

奈良市教育委員会

教育長 北 谷 雅 人

1 日 時

令和 7 年 6 月 26 日（木） 午前 10 時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下 1 階 B1 会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

教育長報告（1）奈良市いじめ調査委員会委員（令和 7 年度第 1 号）の委嘱について
議事

議案第 11 号 奈良市学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命について

傍聴受付は、開催日の午前 9 時から午前 9 時 50 分まで、教育政策課にて行います。定員は 5 名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和 7 年 6 月 20 日揭示済)